

## 令和3年改正個人情報保護法に伴う市の方針（案） パブリックコメント（意見募集）実施要領

令和3年5月、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体にも適用されることになりました。この度の改正は、国や地方のデジタル業務改革の推進に伴う、公的部門におけるデータの取扱いの変化に対応するための改正であり、個人情報保護制度の大幅な構造転換を図るものとなっています。これら個人情報保護法の改正に伴う例規整備等の東根市の方針について、市民の皆様から広く意見を聞くために、パブリックコメント（意見募集）を実施します。

- ◆意見対象 令和3年改正個人情報保護法に伴う市の方針（案）
- ◆募集期間 令和4年9月21日（水）から10月14日（金）午後5時15分まで
- ◆応募方法 **件名**（令和3年改正個人情報保護法に伴う市の方針（案）パブリックコメント）・**住所・氏名・ご意見**を記入の上、次のいずれかの方法で提出してください。様式は自由です。

- |   |
|---|
| 1)郵送の場合／999-3795 東根市中央一丁目1番1号<br>庶務課あて      |
| 2)ファックスの場合／0237-43-2413 庶務課あて               |
| 3)電子メールの場合／shomu@city.higashine.yamagata.jp |
| 4)持参の場合／庶務課（市役所3階）まで                        |

- ◆意見の取扱い いただいたご意見は、制定に当たっての参考にさせていただきます。また、個人情報に関する事項（住所・氏名など）を除き、公表する場合があるものとし、意見に対して個別回答は行わないこととします。
- ◆資料公開場所 市役所1階情報公開コーナー、庶務課、市ホームページ
- ◆問い合わせ先 東根市総務部庶務課行政係  
999-3795 東根市中央一丁目1番1号  
電話 0237-42-1111（内線3311）  
FAX 0237-43-2413  
Email shomu@city.higashine.yamagata.jp